

8月19日から大雨による広島県の被害状況等について

※これは速報であり、数値等は今後変わることもある。

平成26年8月24日
15時00分現在
内閣府

1 気象情報（気象庁：8月24日10:00現在）

(1) 気象の概要

前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、中国地方や九州北部地方を中心に大気の状態が非常に不安定となった。20日3時30分には、広島県で1時間に約120ミリの猛烈な雨を観測した。

(2) 大雨等の観測情報（8月15日0時～8月24日10時）

・1時間降水量

広島県	三入	101.0ミリ	20日 4時00分まで	*
広島県	都志見	70.0ミリ	20日 1時01分まで	

・24時間降水量

広島県	三入	257.0ミリ	20日 16時40分まで	*
-----	----	---------	--------------	---

*印は観測史上1位を更新した地点（統計期間10年以上の地点に限る）

(3) 今後の気象の見通し

- ・24日は、暖かく湿った空気と、上空の寒気の影響で、北日本から西日本にかけて大気の不安定な状態が続く見込み。
- ・広島県南部では、24日は、湿った空気の影響で、断続的に雨や雷雨となり、特に夕方には雨が強く降る見込み。

2 人的・物的被害の状況（消防庁調べ：8月24日11:00現在）

地区名	人的被害					住家被害					非住家被害		
	死者	行方不明者	負傷者			全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	合計	公共建物	その他
			重傷	軽傷	程度不明								
人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	
広島市安佐南区	44	38	5	30	34	11	17	11	19	25	83		
広島市安佐北区	6		2	6		6	16	32	40	118	212		
合計	50	38	7	36	34	17	33	47	63	162	322	0	0

※行方不明者数は、警察、消防及び自治体に対して安否の確認を求められた人数を基に集計したものであり、今後も変動し得る数字である。

《死者の状況》

【広島市安佐南区】（計44名）

- ・八木地区において28名の死亡を確認。
- ・緑井地区において14名の死亡を確認。

・山本地区において2名の死亡を確認。

【広島市安佐北区】(計6名)

・可部東地区において4名の死亡を確認(消防職員1名を含む)。

・可部町地区において1名の死亡を確認。

・三入地区において1名の死亡を確認。

《消防職員の死亡》

・53歳男性消防職員(消防司令補)が、安佐北区可部東六丁目の住宅崩壊現場で住民の避難誘導中、土砂が再崩落し巻き込まれ死亡。

○ その他の状況

《死者の状況》(警察庁調べ: 8月24日8:00現在)

【広島県】

死者 50人(身元判明者39人)

行方不明者 38人

3 避難状況(消防庁調べ: 8月24日11:00現在)

市町村名	地区名	避難指示				避難勧告			
		対象世帯数	対象人数	指示日時	解除日時	対象世帯数	対象人数	勧告日時	解除日時
広島市	安佐北区					16,061	36,337	8月20日 4時15分	
						25,717	61,801	8月20日 5時25分	
						3,253	7,742	8月20日 8時20分	
		1,408	3,474	8月22日 8時10分					
	安佐南区					17,557	42,299	8月20日 4時30分	
			52	113	8月20日 7時58分				
						6,225	15,929	8月20日 8時00分	
			314	799	8月21日 21時15分				
			17	40	8月22日 11時30分				
		84	201	8月22日 15時55分					
安芸高田市					1	3	8月20日 7時08分	8月20日 11時40分	
合計(発令中)		1,875	4,627		68,813	164,108			
合計		1,875	4,627		68,814	164,111			

4 その他の被害状況

(1) 土砂災害(国土交通省調べ: 8月24日8:00現在)

・土石流等 50件(広島市50)

・地すべり 現時点において被害情報なし

・がけ崩れ 4件(広島市3、庄原市1)

(2) ライフライン

ア 電力（経済産業省調べ：8月24日11:00現在）

【中国電力（株）】

①停電戸数： 約470戸（延べ停電数 約87,300戸）

②現在の停電地域：

広島県： 広島市安佐北区・安佐南区

③主な設備被害：

配電設備： 電柱損傷等（土砂崩れによる道路閉鎖箇所のみ未復旧）

④復旧見通し： 土砂災害による立入制限のため未定。

イ 一般ガス（経済産業省調べ：8月23日10:00現在）

広島市安佐南区：土砂崩れにより本支管が露出したため、安全のため露出部前後で管を切断。供給支障3件。

ウ 水道（厚生労働省調べ：8月24日10:30現在）

① 断水状況

県、市町村名	最大断水戸数	現在の断水戸数	断水期間	被害状況
【広島県】 広島市（上水道）	2,757戸	170戸	H26.8.19 ～	土砂災害、道路陥没による配水管の破損
安芸高田市 （八千代簡易水道事業）	22戸	0戸	H26.8.19 ～8.20	配水管の破損 （復旧済み）
	計2,779戸	計170戸		

② 応急給水

広島市 安佐南区（緑井地区～八木地区）〔168戸〕 応急給水中

エ 通信（総務省調べ：8月24日12:00現在）

・固定電話、携帯電話等

	事業者	被害状況等
固定電話	NTT 東日本	・被害なし。
	NTT 西日本	・復旧済
	NTT コミュニケーションズ [※]	・被害なし。
	KDDI	・被害なし。
携帯電話等	ソフトバンクテレコム	・1回線の専用線が断線
	NTT ドコモ	・復旧済
	KDDI (au)	・3局が停波。
	ソフトバンクモバイル	・3局が停波。
	ワイモバイル	（携帯電話） ・復旧済 （PHS） ・被害なし。
	UQ コミュニケーションズ [※]	・1局が停波。
	ワイヤレスキャリアリング [※]	・被害なし。

<<災害用伝言サービス>>

災害用伝言ダイヤル(171)及び災害用伝言板(web171)を提供中。(8月22日19:30より)
災害用伝言板及び災害用音声お届けサービスを提供中 (8月22日19:40より)

- ・放送関係の状況（テレビジョン）
現時点において、被害情報なし

(3) 道路（国土交通省調べ：8月24日7:00現在）

- ア 高速道路の通行止め状況：なし
- イ 直轄国道の通行止め状況：なし
- ウ 都道府県国道の通行止め状況：なし
- エ 都道府県道の通行止め状況：15区間で通行止め
広島県 1区間（法面崩落等）
広島市 14区間（法面崩落等）

(4) 鉄道（国土交通省調べ：8月24日8:00現在）

事業者名	線名	運転 休止区間	運転休止		運転再開		主な被害状況等
JR西日本	可部線	緑井駅～ 可部駅間	8/20	始発			<ul style="list-style-type: none"> ・のり面崩壊2箇所 （上八木駅～中島駅間） ・線路冠水 （梅林駅～上八木駅間） ・土砂流入 （梅林駅）

(5) 医療機関（厚生労働省調べ：8月24日10:30現在）

- ・28か所被災（落雷によりCT故障、浸水、人的被害なし）

(6) 社会福祉施設（厚生労働省調べ：8月24日10:30現在）

- ・23か所被災（床上浸水、施設の一部が流出、停電・断水等、人的被害なし）

(7) 農林水産関係（農林水産省調べ：8月22日10:00現在）

- ・現在、被害状況等について調査中

(8) 文教施設被害（文部科学省調べ：8月22日18:00現在）

都道府県名	国立学校施設 (校)	公立学校施設 (校)	私立学校施設 (校)	社会教育・体育、 文化施設等(施設)	文化財等 (件)	独立行政法人等 (施設)	計
広島県		25	7				32

学校敷地の斜面崩れ（一部）、土砂流入、床上浸水、設備損傷 等

(9) その他

- ア がれき等災害廃棄物の発生情報（環境省調べ：8月21日16:00現在）
・現在、発生状況の詳細を調査中。※広島県で被害情報あり。
- イ 廃棄物処理施設の被災状況（環境省調べ：8月21日16:00現在）
・広島県広島市におけるし尿処理施設で被害報告あり（施設は停止中）。
・広島県広島市における最終処分場で被害報告あり（施設は稼働中）。

5 政府の対応

(1) 官邸の対応

- ・情報連絡室を設置（8月20日4:20）
- ・官邸連絡室に改組（8月20日11:15）
- ・官邸対策室に改組（8月21日15:00）

(2) 総理指示

- ・8月19日からの大雨に関し、安倍内閣総理大臣から以下の指示が発せられた。（8月20日6:30）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 早急に被害状況を把握するとともに、政府の総力を挙げて、被災者の救命・救助等の災害応急対策に全力で取り組むこと2 関係省庁が緊密に連携し、住民の避難支援等に万全を期すこと3 引き続き、国民に対し、大雨等に関する情報提供を的確に行うとともに、被害の拡大防止の措置を徹底すること |
|--|

- ・8月19日からの大雨に関し、安倍内閣総理大臣から以下の指示が発せられた。（8月20日11:13）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 政府一体となって、徹底した被災者の救命・救助等の災害応急対策に取り組むこと2 被災者の救命・救助活動にあたる自衛隊の体制を数百人規模まで増強すること3 古屋大臣を筆頭とした政府調査団を環境が整い次第早急に派遣すること |
|--|

(3) 非常災害対策本部の設置等

- ・古屋内閣府特命担当大臣を団長とする政府調査団を広島県に派遣（8月20～21日）
- ・広島県の土砂災害に係る関係省庁による連絡会議を開催し、各省庁の対応状況について情報共有を行った。（8月20日9:00）
- ・古屋内閣府特命担当大臣（防災）、西村内閣危機管理監、西村内閣府副大臣（防災担当）、亀岡内閣府大臣政務官（防災担当）、松本内閣府大臣政務官（防災担当）出席のもと、関係省庁災害対策会議（第2回）を開催し、今後の気象状況の見通し及び被害状況並びに各省庁の対応状況について情報共有を行った。（8月20日10:00）
- ・大雨による土砂災害により大きな被害を受けている広島県において、被災地方公共団体及び関係省庁が一体となって災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、政府現地災害対策室（広島県）（室長：内閣府大臣官房審議官（防災担当））を広島県庁に設置（8月20日13:40）
- ・西村内閣府副大臣（防災担当）、松本内閣府大臣政務官（防災担当）出席のもと、関係省庁災害対策会議（第3回）を開催し、政府調査団長である古屋内閣府特命担当大臣（防災）とテレビ会議を実施するとともに、今後の気象状況の見通し及び被害状況並びに各省庁の対応状況について情報共有を行った。（8月20日19:00）
- ・安倍内閣総理大臣、菅内閣官房長官、古屋内閣府特命担当大臣（防災）等出席のもと、関係省庁局長級による関係省庁災害対策会議（第4回）を開催し、古屋内閣府特命担当大臣（防災）による政府調査団の視察報告を行うとともに、今後の気象状況の見通

- し及び被害状況並びに各省庁の対応状況について情報共有を行った。(8月21日16:00)
- ・ 広島県における土砂災害の発生から2日経過後もなお、行方不明者が多数発生し、救助活動が長期化する事態が生じていることを踏まえ、安倍内閣総理大臣の指示により、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第24条第1項の規定に基づき、平成26年(2014年)8月豪雨非常災害対策本部を格上げ設置するとともに、広島県に、西村内閣府副大臣(防災担当)を本部長とする非常災害現地対策本部を設置することを決定(8月22日9:00)
 - ・ 古屋非常災害対策本部長出席のもと、第1回非常災害対策本部会議を実施し、災害応急対策に関する基本方針を以下のとおり決定(8月22日10:30)

<ul style="list-style-type: none"> ① 引き続き、行方不明者の一刻も早い救命救助に全力を尽くす ② 今後の降雨に備えて、被害の拡大防止に努める ③ 電気、ガス、水道などのライフラインの早期復旧に努め、被災地域の住民生活の早期の改善に全力を挙げる ④ 避難が長期化していることから、メンタルケアも含めた健康確保に万全を期すとともに、食料、生活必需品の供給など、避難者の良好な生活環境の確保に努める
--
 - ・ 安倍内閣総理大臣出席のもと、平成26年(2014年)8月豪雨に関する関係閣僚会議を開催。(出席閣僚：内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣(防災)兼国家公安委員長、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、内閣官房長官)(8月22日15:00)
 - ・ 非常災害対策本部の事務の一部を行う組織として、平成26年(2014年)8月豪雨非常災害現地対策本部(本部長：西村内閣府副大臣)を設置(構成：内閣官房、内閣府、警察庁、消防庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、国土交通省、国土地理院、海上保安庁、気象庁、環境省、防衛省)(8月22日14:00)
 - ・ 内閣危機管理監より搜索関係府省庁担当局長に対し、以下の内容が通知された。(8月22日16:45)

<ul style="list-style-type: none"> 1. 搜索従事者の安全確保に万全を期すこと 2. 現場で危険を感じたら直ちに作業を中断し、安全なところに退避すること 3. 作業再開に当たっては、斜面等の安全性についてTEC-FORCEなどの専門家の助言を踏まえて行うこと

 - ・ 古屋非常災害対策本部長出席のもと、第2回非常災害対策本部会議を実施し、西村非常災害現地対策本部長とテレビ会議による情報共有を行うとともに、今後の気象状況の見通し及び被害状況並びに各省庁の対応状況について情報共有を行った。(8月23日13:00)

(4) 自衛隊の災害派遣

ア 経緯

広島県広島市安佐南区において豪雨による土砂被害が発生し、複数の行方不明者が発生したため、広島県知事から陸上自衛隊第13旅団長(海田市)に対して、人命救助に係る災害派遣要請(8月20日6:30)

イ 対応

【派遣規模】(8月24日10:25現在)

人員	約800名 (延べ約3,570人)
車両	約150両 (延べ約765両)
航空機	2機 (延べ約24機)

ウ 活動地域

広島県安佐南区八木・緑井、広島市安佐北区可部

エ 活動内容

行方不明者捜索、現地の映像配信 (ヘリコプター／地上)、給水支援の準備 (待機)

(5) 災害救助法の適用

- ・平成26年8月19日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としているため。

広島県：広島市 (8月20日適用)

(6) 被災者生活再建支援法の適用

- ・広島県：広島市 (8月20日適用)

6 各省庁の対応

(1) 内閣府の対応

- ・内閣府情報連絡室を設置し、情報収集体制を強化 (8月17日7:00)
- ・情報連絡室を災害対策室に改組 (8月20日7:00)
- ・災害救助法を適用した広島県に対し、被災者の避難所での生活環境の整備等についての十分な配慮について要請 (8月20日15:00)

(2) 警察庁の対応

- ・災害対策室長を長とする災害情報連絡室を設置し、管区警察局や府県警察との連絡体制を強化し、被害や対応状況等関連情報の収集を実施。(8月20日4:30)
- ・山口、島根、鳥取、岡山の広域緊急援助隊の派遣を指示 (8月20日6:40)
- ・近畿管区警察局内の広域緊急援助隊に待機指示 (8月20日6:55)
- ・近畿管区警察局内 (大阪府警察、兵庫県警察) の広域緊急援助隊に派遣指示 (8月20日8:25)
- ・近畿管区警察局内 (大阪・兵庫) に対し、緊急災害警備隊の出動指示 (8月20日9:40)
- ・警備課長を長とする災害警備連絡室に改組 (8月20日11:15)
- ・次長を長とする非常災害警備本部に改組 (8月22日9:00)
- ・警視庁の広域緊急援助隊、愛知県警察、三重県警察、滋賀県警察、奈良県警察、香川県警察、徳島県警察、愛媛県警察及び高知県警察の広域緊急援助隊、緊急災害警備隊に出動指示 (8月22日13:55)

【警察による捜索態勢】

人員 約1,090人 (8月23日)

【警察災害派遣隊】(約700人/日、述べ3,400人を派遣)

<<一次派遣>> (8月20~23日)

ア 広域緊急援助隊（391人）

- ・山口県警察及び鳥根県警察は、安佐北区可部東地区で捜索活動を実施（8月20日）
- ・岡山県警察及び鳥取県警察は、安佐南区八木地区で捜索活動を実施（8月20日）
- ・兵庫県警察及び大阪府警察は、安佐南区緑井地区で捜索活動を実施（8月20日）
- ・山口県警察は安佐南区緑井地区で捜索活動を実施（8月21日～23日）
- ・鳥根県警察、鳥取県警察、岡山県警察、大阪府警察及び兵庫県警察は、安佐南区八木地区で捜索活動を実施（8月21～22日）

イ 緊急災害警備隊

- ・大阪府警察及び兵庫県警察は、安佐南区緑井地区で捜索活動を実施（8月20日）
- ・大阪府警察及び兵庫県警察、安佐南区八木地区で捜索活動を実施（8月21～23日）

ウ 広域警察航空隊

- ・岡山県警察「わしゅう」1機4人が上空から被災状況を収集

<<二次派遣>>（8月23～27日）

ア 広域緊急援助隊、緊急災害警備隊等（678人）

- ・警視庁、愛知県警察、滋賀県警察、奈良県警察、徳島県警察、香川県警察、愛媛県警察及び高知県警察は、安佐南区八木地区の捜索を実施（8月23日）
- ・三重県警察は安佐南区緑井地区の捜索を実施

(3) 消防庁の対応

- ・災害対策室設置（8月17日13:00）
- ・各都道府県に対し、今後の気象情報を注視し、対策等について万全を期すよう通知を发出（8月17日16:00）
- ・応急対策室長を長とする災害対策室設置（1次応急体制）（8月20日4:30）
- ・国民保護・防災部長を長とする災害対策本部設置（2次応急体制）（8月20日8:30）
- ・関係省庁災害対策会議に応急対策室長が出席（8月20日10:00）
- ・政府現地連絡室要員として防災課災害対策官を広島県に派遣（8月20日10:30）
- ・現地活動支援のため、消防庁職員1名、消防研究センター職員2名の派遣を決定（8月20日11:00）
- ・九州、中国、四国地方の各県に対し「8月20日の前線による大雨警戒情報」を发出（8月20日12:33）
- ・救助体制を強化するため、消防庁長官から、新たに、鳥根県、山口県、愛媛県に対して、緊急消防援助隊の出動を要請。（8月21日19:30）
- ・消防庁長官を長とする災害対策本部設置（3次応急体制）（8月22日9:00）

【消防機関の活動】

<<広島県、広島市消防局、広島市内消防団>>

- ・広島市消防局が210名体制で活動。これまでに121名の救出活動を実施。
- ・広島市内6消防団（安佐南、安佐北、中、東、南、西）約300名が要救助者の検索活動等を実施。（8月20日）
- ・広島県航空隊が安佐南区八木地区にて2名を救出。（8月20日）
- ・広島市航空隊が安佐北区大林地区にて7名を救出。（8月20日）

- ・広島市内 8 消防団（安佐南、安佐北、中、南、東、西、安芸、佐伯）約 190 名が要救助者の検索活動等を実施。（8 月 21 日）
- ・広島市内 2 消防団（安佐南、安佐北）約 100 名が要救助者の検索活動等を実施。（8 月 22 日）
- ・広島市内 8 消防団（安佐南、安佐北、中、南、東、西、安芸、佐伯）約 500 名が要救助者の検索活動等を実施。（8 月 23 日）
- ・広島市内 8 消防団（安佐南、安佐北、中、南、東、西、安芸、佐伯）約 580 名が要救助者の検索活動等を実施。（8 月 24 日）

〈〈広島県内消防応援隊〉〉

- ・広島県内相互応援協定に基づき、広島市から広島県各市町村に対して、応援を要請。（8 月 20 日 11:15）
- ・これを受け、12 消防本部から 26 隊 106 名が活動

〈〈緊急消防援助隊〉〉（広島県外からの応援隊）

- ・広島県からの応援要請を受け、消防組織法第 44 条第 1 項に基づき、消防庁長官から、岡山県、鳥取県、高知県、大阪府に対して、出動を要請。（8 月 20 日 12:30）
- ・これを受け、岡山県防災ヘリ、鳥取県防災ヘリ、高知県防災ヘリ、大阪市消防ヘリ各 1 機、岡山県から高度救助隊（津波・大規模風水害対策車、重機搬送車、電源照明車を含む。）、4 府県合計 17 隊 86 名が出動。
- ・8 月 22 日以降、合計 47 隊 197 名体制で活動。

(4) 海上保安庁の対応

- ・第六管区海上保安本部に災害対策連絡室を設置（8 月 20 日 12:00）
- ・気象警報等に留意の上、情報収集及び地方自治体等との連絡を密にしつつ、即応態勢を維持
- ・巡視艇及び回転翼航空機による太田川系河口付近の搜索を実施（8 月 20 日～）
- ・巡視艇による流木等漂流物の回収を実施
- ・広島港における多数の漂流物に関する航行警報を発表（8 月 20 日）

(5) 防衛省の対応

- ・防衛省災害対策室を設置（8 月 21 日 15:15）

(6) 金融庁の対応

- ・災害救助法の適用決定を受け、広島県内の関係金融機関等に対し、財務省中国財務局長と日本銀行広島支店長の連名で「8 月 19 日からの大雨にかかる災害に対する金融上の措置について」を発出し、預金の払戻時の柔軟な取扱い等、被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずるよう要請（8 月 20 日）

(7) 総務省の対応

- ・災害救助法の適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施（8 月 20 日広島県広島市）

(8) 財務省の対応

- ・平成 26 年 8 月 19 日からの大雨に係る災害を危機認定し、日本政策金融公庫から指定金融機関（日本政策投資銀行、商工組合中央金庫）を通じた危機対応融資の対象に追加、財務省、中小企業庁及び農林水産省の連名で指定金融機関に対して同内容の通知文書を発出（8 月 20 日）
- ・災害救助法の適用決定を踏まえ、広島県に係る被災中小企業者への対応として、窓口における親身な対応、資金の円滑な融通等を要請する通知文書を、財務省、厚生労働省、中小企業庁の連名で日本政策金融公庫等に対して発出（8 月 20 日）
- ・広島県及び広島市に対し、災害時等に利用可能な国有地（未利用地、合同宿舎）の情報提供（8 月 20 日）

(9) 文部科学省の対応

- ・関係都道府県教育委員会に対し、防災態勢の強化を図るとともに、児童生徒等の安全確保及び施設の安全確保等に万全を期すよう要請（8月21、22日）
- ・平成 26 年(2014 年)8 月豪雨文部科学省災害応急対策本部（本部長：大臣官房長）を設置（8 月 22 日 9:30）
- ・平成 26 年(2014 年)8 月豪雨文部科学省災害応急対策本部第 1 回会議を開催（8 月 22 日 13:30）

(10) 農林水産省の対応

- ・災害救助法が適用された広島県の関係金融機関に対し、中国四国農政局及び水産庁から通帳等を紛失した預貯金者等に対する応急措置の要請通知を発出（8 月 21 日）
- ・林野庁担当官と森林総合研究所の山地災害の専門家を現地へ派遣（8 月 21 日）

(11) 厚生労働省の対応

- ・厚生労働省省内連絡会議を開催。厚生労働省省内連絡会議を開催。総理指示を踏まえ、田村大臣から、
 1. 関係地方自治体と連携し、早急に被害状況を把握すること。
 2. 被災者の生命・身体の安全確保のため、災害医療の提供、保健衛生の維持等に全力で取り組むこと。

との指示がなされた。（8 月 20 日 14:30）

- ・中国地方のドクターヘリの派遣・待機に係る調整を支援
- ・厚生労働省災害対策本部を設置（8 月 22 日 12:05）
- ・第 1 回厚生労働省災害対策本部会議を開催（8 月 22 日 15:00）

<<医療保険関係>>

- ・8 月 20 日に各医療保険者等及び関係機関に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知
※平成 25 年 5 月に発出した事務連絡を再周知
- ・「平成 26 年 8 月 19 日からの大雨による被災者に係る被保険者証の提示等について」（8 月 20 日）

被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても、受診が可能である旨を都道府県等に連絡

- ・平成26年8月15日からの大雨災害及び8月19日からの大雨災害による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」（8月22日）

被災に伴い被災者が公費負担医療受診に際し必要な関連書類等を提示できない場合においても、受診が可能である旨を各都道府県、公費負担医療関係団体に連絡

- ・「平成26年19日からの大雨災害による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」（8月22日）

被災に伴い被災者が原子爆弾被爆者援護法に基づく公費負担医療受診に際し必要な関係書類等を提示できない場合においても、受診が可能である旨を広島市に連絡

<<雇用保険関係>>

- ・特例的な失業給付の支給

8月20日の広島市の災害救助法の適用を受け、災害の影響を受けて事業所が休業する場合に一時的な離職を余儀なくされた方に対して雇用保険失業等給付（基本手当）を支給する特別措置を実施。

<<被災した要援護障害者等への対応>>

8月20日の広島市の災害救助法の適用を受け、広島県に対し、要援護障害者の状況・実態の把握や、障害福祉サービス等の円滑な提供に向けた柔軟な対応等の周知を依頼。

<<被災した要介護高齢者等への対応>>

8月20日の広島市の災害救助法の適用を受け、今般の災害により被災した世帯の要介護者の対応について、保険者に対し、特段の配慮（被災し利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができるなど）をお願いする旨通知

【DMAT・ドクターヘリ等の活動】

- ・広島県でDMAT派遣要請（8月20日7:55）
- ・広島県ドクターヘリが患者搬送を実施
- ・広島県からの応援要請に基づき、島根県ドクターヘリが広島県へ出動（8月20日撤回）厚生労働省は、中国地方のドクターヘリの派遣・待機に係る調整を支援
- ・広島市において、避難者数が多い避難所（5か所）に保健師を常駐させている（日中14名、夜間10名）。また、保健師等が健康相談のために各避難所を巡回。広島県からも、広島市に対する保健師の派遣等の支援を実施。（8月23日10:00）
- ・広島市から広島県にDPAT派遣要請（8月22日16:02）DPAT出動（同19:00）

(12) 経済産業省の対応

- ・平成26年8月19日からの大雨による災害に関して広島県に災害救助法が適用されたことを踏まえ、被災中小企業・小規模事業者対策として、特別相談窓口の設置、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等、小規模企業共済災害時即日貸付の適用の措置を講じた。（8月20日）
- ・平成26年8月19日からの大雨による被害に関して、広島県広島市において、被災したガスの需要家からの申し出に応じ、支払期日を延長、不使用月の料金を免除、臨時ガス

工事費を免除する特別措置の認可を行った。(8月21日)

- ・平成26年8月19日からの大雨による被害に関して、広島県において、被災した電気の需要家からの申出に応じ、支払期日の延長、不使用月の料金免除、工事費負担金の免除、臨時工事費の免除、使用不能設備に相当する基本料金の免除、引込線等取付位置変更に係る費用の免除する特別措置の認可を行った。(8月21日)

(13) 国土交通省の対応

ア 国土交通省非常災害対策本部を設置。(8月20日11:45)

イ 国土交通省非常災害対策本部会議を実施(8月20日12:45、8月21日10:00、8月22日17:00)。

イ 太田国土交通大臣の現地入り(8/21)

ウ 中原国土交通大臣政務官の現地入り(8/20~21)

エ 地方整備局と地元建設業協会との協定等に基づき、地元の建設会社17社が土砂撤去等を実施。太田大臣より建設業関係団体の長に対し、地元はもちろん、広域的な人材・資機材の投入について、直接要請。

オ リエゾンの派遣

- ・中国地方整備局より、非常災害現地対策本部、広島県庁、広島市へのべ24人・日派遣(8月20~24日)

カ TEC-FORCE の派遣

- ・広島県広島市へ、のべ366人・日を派遣(8月20~24日)。

キ 専門家の派遣

- ・広島市安佐南区へ国土技術政策総合研究所より専門家3名派遣。
- ・広島県安佐北区・安佐南区へ土木研究所より専門家3名(内1名は丹波市での対応後に広島入り)を派遣予定(8月22日~)。(終了日未定)

ク 防災ヘリコプターによる被害状況調査

- ・四国地方整備局防災ヘリコプターにより、広島県広島市付近上空の調査を実施(8月20、22、23、24日)。
- ・東北地方整備局防災ヘリコプターにより、広島県広島市付近上空から被害状況の把握を実施(8月21日)。

ケ 中国地整の実出動台数(8月24日8:00現在)

機械名	中国地整
排水ポンプ車	3
照明車	8
待機支援車	1
衛星通信車	1
Ku-SAT	1
合計	14

コ 公営住宅関連(8月24日8:00)

- ・広島県・広島市では共同で、今回の災害の被災者に対し、県営住宅(77戸)及び市営住宅(80戸)を6ヶ月間無償提供することとし、8月24日より入居者の募集を開始する。

・広島市内の UR 賃貸住宅で提供可能な空き住戸 10 戸について、広島県、広島市からの要請があり次第提供する。

(14) 気象庁の対応

- ・警戒体制（8月20日6:00）
- ・非常体制（8月20日9:00）
- ・広島県及び中国地方整備局に気象台職員を派遣（8月20日～）
- ・広島県、広島市、中国地方整備局に災害時気象支援資料を提供（8月20日～）
- ・広域支援活動を行う山口県に災害時気象支援資料を提供（8月21日～）
- ・政府現地災害対策室及び非常災害現地対策本部に気象台職員を派遣（8月20日～）
- ・気象庁として、引き続き気象状況の把握と情報発信に努める。

(15) 国土地理院の対応

- ・非常体制（8月20日9:45）
- ・広島県広島市北部地区の被害状況把握のため、空中写真撮影を実施（8月20日）
- ・広島県広島市北部地区の空中写真を関係機関に提供（8月20日）
- ・被災地域の空中写真および正射画像を国土地理院ホームページで公開（8月21日）
(URL : <http://portal.cyberjapan.jp/site/mapuse4/>)
- ・広島県広島市北部地区の被害状況把握のため、空中写真撮影を実施（8月21日）
- ・広島県広島市北部地区の空中写真を関係機関に提供（8月21日）
- ・撮影した空中写真による写真判読図を関係機関に提供（8月22日）
- ・撮影した空中写真による写真判読図を国土地理院ホームページで公開（8月22日）
(URL : <http://www.gsi.go.jp/BOUSAI/h26-0816heavyrain-index.html>)